#### 船橋市病児保育事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市病児保育事業実施要綱(平成13年5月10日。以下「実施要綱」という。)第3条第1号に規定する病児対応型・病後児対応型事業(以下「病児保育事業」という。)の利用者のうち、特に生活保護受給者等に対して、病児保育事業実施者が利用者負担額を負担する場合に、病児保育事業実施者が負担した利用者負担額について補助することに関し、船橋市補助金等の交付に関する規則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、事業実施者とは、実施要綱第4条第2項に基づき、市長 が病児保育事業の実施を委託した者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

- 第3条 この補助金は、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯 及びこれに準ずる世帯として市長が認める世帯に属する者(以下「対象者」という。) が病児保育事業を利用した際に、実施要綱第17条第5項の規定に基づき無料とな る同条第1項第1号及び第2号に規定する金額に相当する額を補助の対象とする。 (補助金の申請)
- 第4条 補助金の交付を受けようとする事業実施者(以下「申請者」という。)は、 船橋市病児保育事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添 えて、市長に申請しなければならない。
  - (1) 対象者が病児保育事業を利用した実績が確認できる書類
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 交付申請の時期は、対象者が病児保育事業を利用した年度における3月31日までとする。ただし、市長が認める場合については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付 の可否を決定し、その旨を船橋市病児保育事業補助金交付可否決定通知書(第2号 様式)により、申請者に通知する。

(交付の時期)

第6条 第4条の規定による申請に係る補助金については、前条に規定する交付決定 後に交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第7条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を 受けた事業実施者があるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に 交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(関係書類の整備)

第8条 第5条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、事業に係る 収支を記載した帳簿を備え、当該収支についての証拠書類を整理し、補助金の額の 決定の日の属する年度の終了後、5年間保管しておかなければならない。 (補則)

第9条 ここに定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が 定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

# 第1号様式

### 船橋市病児保育事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地 法人名 代表者名

船橋市病児保育事業補助金の交付を受けたいので、船橋市病児保育事業補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

施設名

所 在 地

交付申請額 円

添付書類

## 船橋市病児保育事業補助金交付可否決定通知書

年 月 日

様

### 船橋市長

年 月 日付けにて交付申請のありました船橋市病児保育事業補助金について、船橋市病児保育事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付します。 交付決定額

円

交付しません。
理由